

令和7年度採用

加古川市教育委員会  
会計年度任用職員  
(調理員)

採用候補者名簿登録試験  
募集要項

令和8年1月  
受験案内

試験日 試験日は申込後に調整します。

申込受付期間 隨時受付  
(土・日・祝を除く)  
※必要人数が充足次第、受付を終了します

申込受付場所 加古川市役所 新館8階 教育総務課

加古川市教育委員会 教育総務課

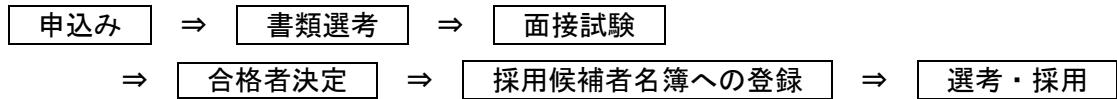
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

TEL (079) 427 - 9019 (直通)

## 1 制度概要

地方公務員法第22条の2第1項に基づき採用される会計年度任用職員（調理員）（以下、調理員）のうち、長期勤務（6ヶ月を超える勤務）が見込まれる職に採用される調理員については、採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を選考します。

### （1）採用までの流れ



※ 書類選考を実施した上で面接試験の受験者を決定します。

### （2）名簿登録期間

#### 試験合格日～令和8年3月31日

- 注1) 調理員の採用が必要な時期に名簿登録者の中から職務内容、勤務条件等を勘案して採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません。また、採用された場合も、必ず長期勤務となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 注2) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、名簿登録を取り消します。

## 2 応募資格

自動車等により、市内の学校に通勤ができる人

[年齢] 不問

[欠格要件] 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は応募できません。

### 3 受付期間・申込方法

[受付期間] 随時受付

[提出書類] 「加古川市教育委員会会計年度任用職員（調理員）採用候補者名簿登録試験申込書」  
(必要事項を記入し、写真を貼付してください。)

[提出先] 加古川市教育委員会 教育総務課（加古川市役所 新館8階）

平日の午前9時～午後5時に提出してください

**郵送の場合** [送付先] 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

加古川市教育委員会 教育総務課

### 4 試験概要

#### （1）対象者について

書類選考の結果、面接試験の対象となる人には、日程調整の上、面接試験を実施します。

**※ 令和6年度加古川市教育委員会会計年度任用職員（調理員）採用候補者名簿に登録され、令和6年12月1日時点において勤務実績があり、勤務成績が良好な人は、面接試験が免除されることがあります。**

#### （2）面接試験について

[試験日] 個別に日時を調整します。

[試験会場] 加古川市役所（加古川市加古川町北在家 2000）

※ 駐車場は、立体駐車場カーパークつつじ（有料）を利用してください。

（ただし、開場時刻は午前8時15分からです。）

[結果発表] 後日連絡いたします。

### 5 業務内容

市内の小学校における給食調理業務（主な業務は次のとおり）

- ・ 食材の下処理
- ・ 回転釜を使った調理、配膳等
- ・ 給食用物資の検収
- ・ 調理室及び関係機械器具の整備清掃
- ・ 給食リフトによる配膳室への給食配達業務
- ・ 給食関係諸帳簿の記載
- ・ その他学校長等の指示する業務

## 6 勤務条件（年度当初から年度末までの採用の場合）

	調理員（7時間勤務） (週5日×7H)
勤務場所	加古川市立別府小学校
任 期	任用開始日から令和8年3月19日まで ※ うち勤務日は原則給食実施日で、週5日勤務（月～金） ※ 行事等で、土日祝日に勤務していただく場合があります。 ※ 長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）は登校日や研修等がある場合は勤務日となります。
勤務時間	8:00～16:00 (うち1時間休憩) (1日7時間勤務)
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
報 酬	時給：1,306円 ※ 地域手当を含む ※ 本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。
諸 手 当	通勤手当、期末・勤勉手当（年2回、年間最大4.6月分支給（条件あり））等 ※ 「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところによる。 ※ 上記給与及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。 ※ 期末・勤勉手当については任用開始日によって支給対象とならない場合があります。
年 次 休 暇	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与（1年間に最大20日） ※ その他、忌引休暇等の特別休暇があります。
服 務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。 また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	・健康保険、厚生年金（任用期間が2ヶ月を超える場合に加入） ・雇用保険（任用期間が31日以上の場合に加入）
公務災害	労働者災害補償保険

※ 上記報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。

※ 年度途中からの採用の場合、この限りではありません。

※ 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員（調理員）として正式採用となります。